

特定非営利活動促進法 (NPO法)のあらまし

N_{on}

P_{rofit}

O_{rganization}

このパンフレットでは、特定非営利活動促進法(NPO法)の概要とNPO法人格取得の要件や、手続き等について説明しています。

1 特定非営利活動促進法の目的

近年、福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野において、ボランティアをはじめとした民間の非営利団体による社会貢献活動が活発化し、その重要性が認識されているところです。これらの団体の多くは、法人格を持たない任意団体ですので、活動のために、銀行で口座を開設したり、事務所を借りたりするなどの法律行為は団体名で行うことができませんでした。この法律は、これらの団体に法人格を取得する道をひらいて、このような不都合を解消し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

※この法律では、法人格取得の要件、手続き、法人の管理・運営などを規定しています。平成29年4月1日から施行された改正法では①認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮②貸借対照表の公告及びその方法（平成30年10月1日施行）③内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大④事業報告書等の備置期間の延長等について改正されました。

設立された法人を「特定非営利活動法人」といい、通称「NPO法人」と呼ばれています。「NPO」（＝民間非営利組織）という名称は自由に使用できますが、「NPO法人」と名乗るためには、奈良県知事による設立の認証を受ける必要があります。

2 法人格取得の効果

メリット

- 法人名で不動産登記できます。
- 銀行口座を法人名で開設できます。
- 契約を法人名で締結できます。
- 法に定められた法人運営や情報公開により、組織の基盤がしっかりし、社会的信用が高まります。

義務

- 法人の運営や活動について情報公開しなければなりません。
- 課税対象団体となります。
- 法に沿った法人運営をしなければなりません。
- 解散した場合の残余財産は、関係者には分配されません。

3 法人格取得の要件

NPO法人格を取得するためには、次の要件を満たすことが必要です。

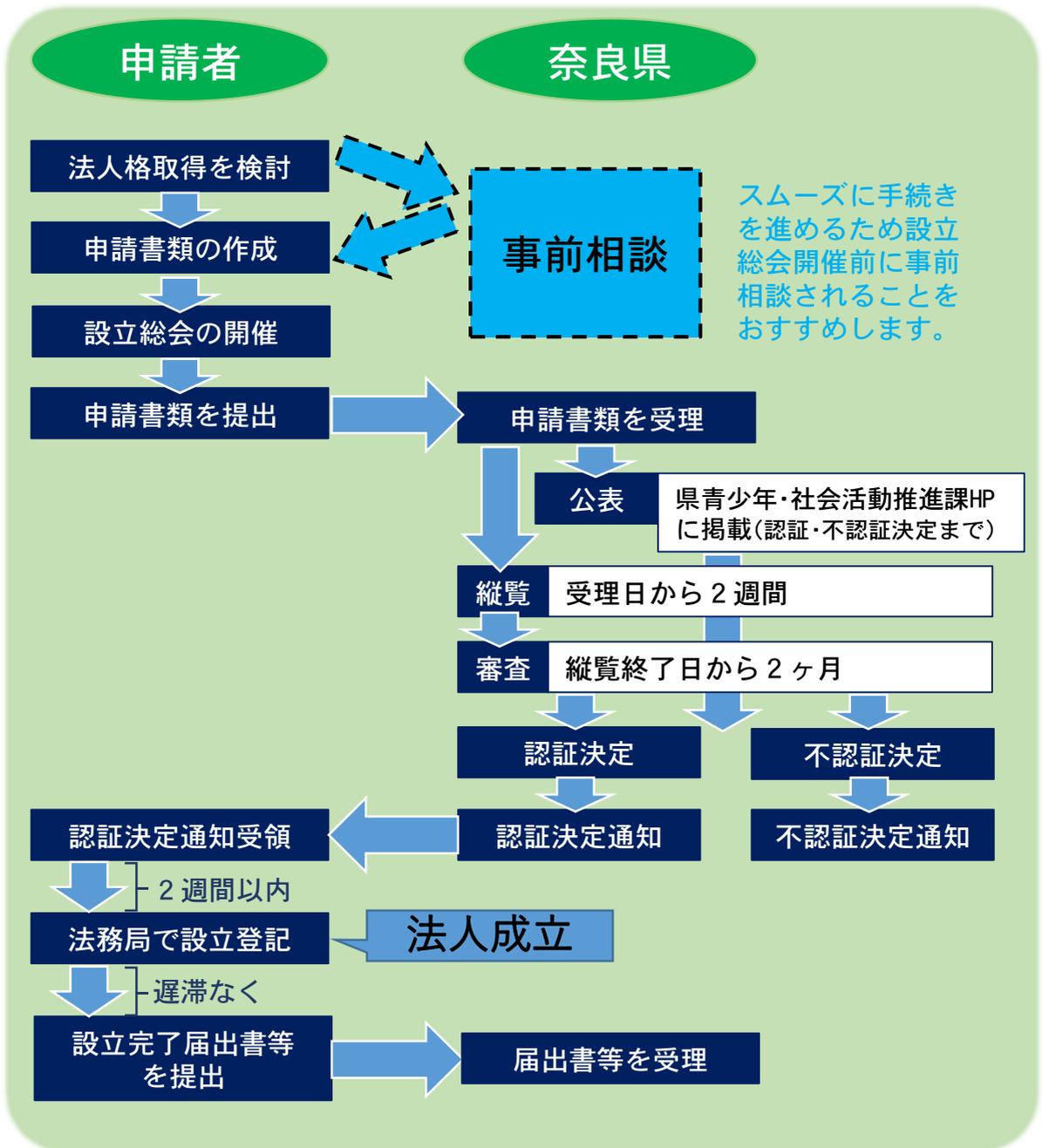
- (1) 特定非営利活動（※注）を行うことを主たる目的とすること。
- (2) 営利を目的としないものであること。（利益を社員に分配しないこと。）
- (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- (4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 10人以上の社員を有するものであること。

（※注）特定非営利活動とは

次の20種類の活動に該当し、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

4 法人設立までの流れ



5 申請に必要な書類

特定非営利活動法人の認証には、次の書類が必要です。

- | | |
|---|--------------------------|
| ① 設立認証申請書 | ⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿 |
| ② 定款 | ⑦ 確認書 |
| ③ 役員名簿 (役員の名氏及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) | ⑧ 設立趣旨書 |
| ④ 就任承諾及び誓約書の謄本 | ⑨ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 |
| ⑤ 役員の名氏又は住所を証する書面 (マイナンバーの記載されていないもの) | ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 |
| | ⑪ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 |

6 法人の管理・運営

●事業報告書等の作成及び情報公開

毎事業年度終了後3カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を奈良県に提出するとともに、主たる事務所及び従たる事務所に備え置いて、利害関係人が閲覧できるようにしなければなりません。また、これらの書類は、奈良県において一般に公開されます。

●貸借対照表の公告

毎事業年度終了後に作成した貸借対照表を、作成後遅滞なく、定款に定めた方法で公告しなければなりません。公告方法として、①官報に掲載する方法②日刊新聞紙に掲載する方法③電子公告（内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む）④公衆の見やすい場所に掲示する方法の中から選択することが可能です。

●届出、申請

定款を変更するときや役員に変更があったときなどは、奈良県に届出や認証申請をしなければなりません。

●総会

法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開かなければなりません。

●役員

役員については、親族の数、報酬を受ける者の数、暴力団の構成員等でないことなど法律で制限されています。

●その他の事業

法人は、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動にかかる事業以外の事業（その他の事業）を行うことができます。この場合、その他事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分し、収益が生じた場合は、これを特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。

●監督

奈良県は、法令違反等一定の場合に、法人に対して報告を求めたり検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことがあります。

7 税法上の取り扱い

国税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対して、課税されます。それ以外からの所得については、非課税です。（行われる事業が、収益事業かどうかの判断については、税務署にお問い合わせください。）

地方税についても、「収益事業」から生じた所得に対して課税されます。また、法人県民税均等割・法人市町村民税均等割は所得の有無にかかわらず原則として課税されます。（減免制度を設けている場合もありますので、税務担当窓口にお問い合わせください。）

寄附金の特別措置としては、特定非営利活動法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することについて一定の要件を満たすとして、所轄庁の認定を受けたもの（認定NPO法人）について、所得税・法人税・相続税の特例措置があります。また、認定NPO法人自身についてもみなし寄附金制度等が適用されます。

■お問い合わせ

奈良県 青少年・社会活動推進課 協働推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（本庁舎1F）

TEL:0742-27-8715

FAX:0742-27-9574

Mail:kyoudou@nvn.pref.nara.jp

県HP:<http://www.pref.nara.jp/1649.htm>